官民共創フロントふくい 会員規約

本会員規約（以下「本規約」という）は、福井県内において官民共創活動を推進する「官民共創フロントふくい」（以下「本コミュニティ」という）に会員として入会し、本コミュニティの提供するサービス及び共創活動に参加するにあたり、必要な事項を定めるものです。

第１章 総則

第1条（目的及び理念）

本コミュニティは、複雑化・多様化する地域社会の課題解決に向け、民間の自由な発想や先端技術を活用したソーシャルビジネスの創出・育成を行い、福井県に新たなイノベーションと持続可能な経済循環をもたらすことを目的とする。都市部と地元の企業・行政を結ぶネットワークを構築し、「官民のパートナーシップ」「新たな価値創造」「社会実装」の３つの柱のもと、地域課題を起点としたビジネス創出と社会実装を支援し、県内産業の新たな価値創造を推進する。

第2条（活動領域及び主要事業）

本コミュニティは、前条の目的を達成するため、都市部や県外の企業、学術機関、研究機関、個人等が保有する先進技術の実証実験及び社会実装を福井県内において実施し、地域社会が直面する多様な課題の解決に向けた共創プロジェクトの創出・実行・支援等の事業を行う。

第3条（適用関係）

会員間で、本コミュニティ内の個々のセミナー、イベント又は共同プロジェクト活動について、別途の契約、その他の合意が締結された場合、当該個々のセミナー、イベント又は共同プロジェクト活動に関しては、当該別途の契約、その他の合意の定めが本規約に優先して適用されるものとする。

第２章 会員資格及び登録

第4条（会員種別）

本コミュニティの会員は、福井県内における官民共創活動に取り組む意欲がある県内外の企業、団体、その他本コミュニティの事務局が認めた組織とし、次のいずれかの区分に該当するものと

する。

●プラチナ会員　　年会費／2,000,000 円（非課税）
●パートナー会員　　年会費／500,000 円（非課税）
●地域プレミア会員　年会費／500,000 円（非課税）
●地域会員　　年会費／100,000 円（非課税）
●チャレンジ会員　　年会費／無料

第5条（入会手続及び基本審査基準）

1. 本コミュニティへの入会を希望する者（以下「入会申込者」という）は、本規約に同意し、事務局が定める所定の方法により、必要事項を入力又は記入した申請書を提出して入会を申し込むものとする。
2. 事務局は、前項の申込みを受けた場合、本コミュニティの目的に則り、次に掲げる審査基準を総合的に勘案した基本審査を行い、その申込みを承認又は不承認とすることができるものとする。なお、事務局は、申込みを承認又は不承認とした場合において、その理由を入会申込者に対して開示する義務を負わないものとする。
   (1) 本コミュニティを活用し、地域社会の課題解決、地域の新たな価値創出、又は共創プロジェクトに挑戦する意志があること。
   (2) 会員間で対等かつ誠実なパートナーシップの関係を構築し、オープンイノベーションに取り組む意欲があること。
   (3) 法令、公序良俗に反する活動を行っていないこと、及び宗教活動、政治活動、その他特定の主義主張の宣伝勧誘を目的とした組織でないこと。
   (4) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）に該当しないこと、及び過去に該当した事実がないこと、並びにこれらへの資金提供その他の便宜を供与していないこと。
   (5) 前各号に掲げるほか、事務局において入会申込者の入会が適切であること。
3. 基本審査に合格し、会員登録の完了通知が発信されたことをもって入会手続きの完了とする。

第6条（年会費の支払及び返還）

1. 会員は、本コミュニティの運営、セミナーの企画運営、共創プロジェクト伴走支援、その他のコミュニティ維持に資するため、規定に基づく年会費を支払うものとする。
2. 会費の額、支払い方法及びその支払期日については、事務局が別に定め、事前に会員に通知又は開示するものとする。振込手数料その他の支払費用は会員の負担とする。
3. 既納の会費は、理由の如何を問わず一切返還されないものとする。

第7条（変更の届出）

1. 会員は、その商号、名称、代表者名、本店所在地、主要な事業内容、連絡先（電子メールアドレスを含む）等、本コミュニティへの届出事項に変更が生じた場合には、速やかに事務局に対して所定の方法により届出を行うものとする。
2. 本コミュニティ及び事務局は、会員が前項の変更届出を行わなかったことによる一切の不利益、通知の不達等による損害について、責任を負わないものとする。

第8条（入会の不承認）

次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、本コミュニティ及び事務局は入会を承認しない場合がある。なお、不承認とした場合において、その理由を入会申込者に対して開示する義務を負わないものとする。

(1) 入会申込み時の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合。

(2) 過去に本コミュニティから資格を取り消されたことがある場合。

(3) 反社会的勢力である場合。

(4) その他、本コミュニティ及び事務局が入会を認めることが不適当であると判断した場合。

第 3 章 会員の権利と義務

第9条（会員の権利）

会員は、その種別及び事務局が定める条件に基づき、本コミュニティにおいて次のサービス、支援及び特典を受けることができる。

(1) コミュニティ活動への参加：本コミュニティが主催、共催又は協賛する各種セミナー、ワークショップ、勉強会、ピッチイベント、ビジネスマッチング会等への優先的な参加。

(2) 共創プロジェクトの創出・提案：地域課題を起点とする共創プロジェクトの企画・提案、及びこれに対する相談窓口の利用、アドバイスを受けること。

(3) フロントふくい運営構成員等による多角的なサポート：事業性の評価及び適切な事業構想、並びにプロジェクト実施に向けた地元関係先とのマッチング支援。地域メディアを使った広報支援。地元自治体アセットの活用に関する各種相談・仲介等。

第10条（会員の義務及び善管注意義務）

1. 会員は、本規約、本コミュニティが定める諸規則に従わなければならない。
2. 会員は、本コミュニティがオープンイノベーションと地域活性化のための相互交流の場であることを深く自覚し、本規約に従って他の会員、事務局及び第三者に迷惑となる行為を行ってはならない。
3. 会員は、本コミュニティが活動成果の検証や社会実装の進捗状況の把握のために実施するアンケート、事例取材、活動報告書の作成等について、可能な範囲で積極的に協力するものとする。

第 4 章 退会、資格の喪失

第11条（期中退会）

会員は、退会を希望する月の前月 1 日までに退会届を提出することで、期中であっても自由に退会することができる。

第12条（会員資格の喪失等）

1. 会員が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、事務局は、当該会員に対して通知を行うことで、会員としての資格を喪失させることができるものとする。ただし、第 4 号に該当する場合、事務局の通知なく、直ちに当該会員は資格を喪失するものとする。
   (1) 法令に違反したとき、又は意図的に違法行為を支援したとき。
   (2) 本コミュニティ、他の会員、その他関係者の名誉を傷つける行為、又は信用を失墜させる行為をしたとき。
   (3) 正当な理由なく、会費等の支払いを期日までに怠ったとき。
   (4) 破産手続き、民事再生手続き、会社更生手続き等の法的倒産手続きの申立てがなされたとき、又は自ら申し立てたとき。
   (5) その他、会員資格を喪失させるべき正当な事由があるとして事務局により資格喪失の決議がなされたとき

2. 会員が本規約、その他の規則等に違反した場合、事務局は次の各号のいずれかの制裁措置を講じることができるものとする。
   (1) 警告
   (2) 活動制限（一定期間の本コミュニティでの活動の制限等）
   (3) 除名（参加資格の喪失）

第５章 運営と管理

第13条（個人情報等の取扱い）

1. 会員は、提供した個人情報について、事務局が以下の目的に必要な範囲において利用することに同意するものとする。
   (1) 本コミュニティに関する活動案内、セミナーイベント、実証プログラム、及び新事業・行政支援情報の周知のため。
   (2) 会員の事前の個別の承諾を得た上で、本コミュニティの公式サイト、活動報告書、プレスリリース等に会員名やプロジェクト概要を公表・掲載するため。
   (3) コミュニティ運営上、他の会員や行政機関との適切なマッチング、提携調整を円滑に進めるため。
   (4) 法令に基づき正式な開示請求がなされたとき、合理的理由が認められる場合に限り、必要最低限の情報（会員名、所在地等）を開示するため。
2. 会員及び事務局は、本コミュニティの活動において個人情報を取り扱う場合、適用される個人情報保護法令を遵守し、適切に管理する。また、会員及び事務局は、以下の各号に掲げる事項を遵守する。
   (1) 個人情報は、当該情報の利用目的の範囲内に限り使用すること。
   (2) 個人情報を第三者に提供する場合は、法令で認められる場合を除き、本人の同意を得ること。
   (3) 個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を講じること。
   (4) 個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故が発生し、又はそのおそれがある場合、速やかに事務局および当該個人情報の提供者に報告するとともに、必要な是正措置を講じること。

第14条（守秘義務）

1. 会員及び事務局は、本コミュニティ内のセミナー、イベント、及び共同プロジェクト活動において開示された、相手方（開示した者を意味し、以下「開示者」という）の技術上、営業上、又はその他のすべての情報のうち、開示者が特に秘密である旨を指定した情報、又は客観的に見て秘密として取り扱うべき一切の情報（以下「秘密情報」という）について、開示者の事前の書面又は電磁的記録による同意なく、これを公表、漏洩、又は第三者に開示してはならない。また、秘密情報は、本コミュニティ内のセミナー、イベント、及び共同プロジェクト活動の範囲内でのみ利用しなければならない。
2. 次のいずれかに該当する情報については、前項の秘密情報に該当しないものとする。
   (1) 開示の時点で、既に公知であった情報。
   (2) 開示の後、自己の責に帰すべからざる事由により公知となった情報。
   (3) 開示の時点で、既に自己が適法に保有していた情報。
   (4) 守秘義務を負わない第三者から適法に取得した情報。
3. 本条の義務は、会員が本コミュニティを退会又は資格喪失した後も、5 年間有効に存続するものとする。

第15条（知的財産権等）

1. 本コミュニティの運営並びに本コミュニティ内のセミナー、イベント及び共同プロジェクト活動において使用される知的財産に関する権利（発明、考案、著作物、商標、アイデア、ノウハウ等に関するものを含み、以下「知的財産権等」という）は、特段の断りがない場合を除き、その提出者に帰属する。
2. 本コミュニティの運営並びに本コミュニティ内のセミナー、イベント及び共同プロジェクト活動において提出された知的財産権等の利用範囲は原則として当該提出された目的の範囲内に限る。当該提出された目的の範囲を超えて使用する場合は、当該知的財産権等の提出者の事前の書面等による承諾を得るものとする。
3. 本コミュニティの運営並びに本コミュニティ内のセミナー、イベント及び共同プロジェクト活動を通して新たに生じた知的財産権等については、当該知的財産権等の創出に寄与した者との議論も踏まえ、本コミュニティにおいてその帰属及び利用方法等について定めるものとする。

第 6 章 雑則

第16条（免責及び損害賠償）

1. 会員は、本コミュニティから取得した資料、アセット、支援内容、情報等について、自らの判断と責任において利用及び意思決定を行うものとする。これらに起因して会員又は第三者が被った損害、プロジェクトの不成立について、本コミュニティは、一切の責任を負わないものとする。
2. 会員間、又は会員と第三者との間で発生した取引、連絡、及び紛争について、本コミュニティ及び事務局は介入する義務を負わず、一切の責任を負わない。会員は、自らの費用と責任において解決に努めるものとする。
3. 会員が、故意又は過失により、本コミュニティの共有設備、提供システム、事務局、他の会員、又は第三者に損害を与えた場合、当該会員はその損害を賠償しなければならない。

第17条（規約の改定）

1. 事務局は、会員の事前の個別の同意を得ることなく、本規約をいつでも変更及び改定することができるものとする。
2. 規約の変更にあたっては、変更後の規約及びその効力発生日について、本コミュニティの公式ウェブサイト、又は事務局から登録された会員へのメール送付等、適切な方法により事前に周知するものとする。変更後の規約は、効力発生日よりすべての会員に適用されるものとする。

第18条（適用法及び専属的合意管轄裁判所）

本規約に関する準拠法は、日本法とし、本規約又は本コミュニティの活動に関連して万が一訴訟提起の必要が生じた場合、福井地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条（規定外事項及び協議）

本規約の内容について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、誠意をもって協議し、信義誠実の原則に従ってその解決にあたるものとする。

制定日　2026 年 11 月 4 日